

令和2年1月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和2年1月16日（木） 午前11時00分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委員（教育長職務代理者）
澤 田	真 弓	委員
川 邊	幹 男	委員
元 木	誠	委員

3 出席説明員

教育総務部長	志 村 恭 一
教育総務部総務課長	夏 目 久 也
教育総務部教育政策課長	岸 岳
教育総務部生涯学習課長	柳 井 栄 美
教育総務部教職員課長	金 子 美夕貴
教育総務部学校管理課長	河 島 知 博
学校教育部長	米 持 正 伸
学校教育部教育指導課長	高 橋 直 樹
学校教育部支援教育課長	富 澤 真由美
学校教育部保健体育課長	鎌 原 徳 宗
学校教育部学校給食担当課長	坂 本 克 昭
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	高 木 厚
美術館運営課長	菅 野 智
教育研究所長	山 崎 亨

4 傍聴人 6名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に荒川委員を指名した。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

12月定例会から本日までの間の所管事項について、私から報告をさせていただきます。

お手元の教育長報告資料をご参照いただければと思います。

まず、学校教育関係ですけれども、1月11日から14日に第30回読書感想画展が文化会館において開催されました。約600点の作品が展示されたところ、約2,800人の観覧者をいただいたところです。

また、同1月11日から27日まで、第72回児童生徒造形作品展が横須賀芸術美術館にて開催されております。約3,000点のものが展示されてございますので、お時間のある方はぜひご覧いただければと思っています。

行政関係としては、本日、9時半より、横須賀市総合教育会議を開かせていただき、人口減少社会における教育環境について等を市長と意見交換をさせていただいたところであります。

その他は、記載の各展示を開催しておりますので、ぜひご鑑賞をいただければと思います。

(質問なし)

日程第1 議案第1号『横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

まず、今回の改正の趣旨についてご説明いたします。

議案第1号の資料の後ろに添付しております議案説明資料をご覧ください。

議案第1号から、第4号は、学校の管理運営に関する規則中改正です。

改正理由の1つ目は、市制記念日を休業日とする規則改正についてですが、令和2年度の市制記念日、令和3年2月15日になります。から、市立学校にお

いて、市制記念日を休業日とするものです。

目的としましては、市制記念日を休業日とし、本市の児童・生徒が市制の誕生を祝い、郷土愛を醸成する日といたします。

経緯としましては、児童・生徒が市制を祝う日としての市制記念日のあり方を検討するため、市制記念日に関する検討会議を設置し、小中学校の校長会、教頭会から意見を聴取し、協議を重ねた結果、市制記念日を休業日とすることにいたしました。

なお、教職員は、勤務を要する日となりますが、日ごろの多忙な業務の緩和を図るため、教職員には休暇等の取得を促進いたします。

2つ目は、学習指導要領等の改訂に伴う規則改正についてです。

(1)は、平成29年3月に公示された小学校学習指導要領の改訂において、令和2年度から、小学校5、6年に外国語が教科として、新たに位置づけられたこと、また、(2)は文部科学省が生きる力を子どもたちに育むために、何のために学ぶのかという各教科等の学ぶ意識を共有しながら、授業の創意工夫等ができるようにするために、全ての強化等の目標及び内容を、一つは、知識及び技能、2つ目に思考力、判断力、表現力等、3つ目に、学びに向かう力、人間性等の3つの柱で育成を目指す資質能力を再整理いたしました。

そして、観点別学習評価の観点が、現行の4観点、国語は5観点になります。から、特別の教科道徳を除く全教科が3観点に変わることで、様式の変更が必要となりました。

以上の2点について、改正いたします。

それでは、それぞれの議案について、ご説明いたします。

議案第1号『横須賀市立幼稚園の管理運営規則に関する規則中改正について』をご説明いたします。

2ページをご覧ください。朱書きよりご説明いたします。

横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則第3条は、休業日に関する項目です。1項1号に市制施行記念日を追加いたします。号数が繰り下がることに伴い、5項にある1号を2号に、4号を5号に改正するものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(新倉教育長)

ありがとうございました。

今の教育指導課長のご説明によると、議案第1号については、議案の説明にあります市制記念日を休業日とする規則改正についてのみというふうに確認をさせていただきます。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第1号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第2号『横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第2号『横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正について』ご説明いたします。

議案第2号でお諮りしたい改正点は、大きくは3点です。

まず、1点目についてです。4ページをお開きください。

朱書きによりご説明いたします。

第3条は、休業日に関する項目ですが、こちらは第1号の議案と同様に、1項1号に市制施行記念日を追加いたします。号数が繰り下がることに伴い、5号にある1号を2号に、4号を5号に改正するものです。

次に、2点目についてです。5ページをお開きください。

こちらは、小学校用の教育課程編成報告書の様式です。小学校5、6年生で外国語が教科化されたことに伴い、外国語を様式に追加いたしました。

次に、3点目です。6ページをお開きください。

こちらは、小学校児童指導要録の指導に関する記録の様式です。観点別、学習状況の観点が、これまでの4観点、国語は5観点です、から全教科3観点到統一されることになりました。また、これに伴い、現行の様式で一番下にまとめていた評定の位置を、各教科の欄へそれぞれ移動いたしました。

このことにより、観点別評価と、これらを総括的に捉える評定との関連性が見やすくなります。また、小学校5、6年で、外国語が教科化されたことに伴い、各教科の学習の記録の欄の一番下に外国語を追加いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(新倉教育長)

私から1点だけ、これまでの授業の形を見ますと、それぞれの授業に対して観点を明確にされていたので、授業をされる先生からすると、その部分の判断が非常にわかりやすかったなというふうに思うのですか、今回、3項目にしてしまって、くくられてしまっているの、その教科ごとにおいて、見ようとす

る観点というのから判断の基準というのが、すごく簡素化をされてしまって、逆に言うともわかりにくくなっているのかなという心配があるのですが、その辺について、指導で当たっている先生方にどのように指導されていきますか。

(教育指導課長)

こちらについては、各教科の評価に関する研修をもちまして、ぶれがないように、統一をしていきたいと思っております。

(新倉教育長)

確認の意味だけなんですけれども、これ自身がいわゆる文科省のほうから、観点を簡素化するということを目的で来てしまったのか、それとも個別にそれぞれの評価をこれまでしていたものが、すごくやりにくくなるのかなという改正に思われてしまうのですが、その点では大丈夫だというふうに理解しているのですか。

(教育指導課長)

決して簡素化をするということではなくて、これからの子どもたちの生きていく社会に向けて、より幅広く、具体的に、各教科でそれぞれ細かく今後規定をして評価をしていくということになりますので、また各教科によってもこの概要は変わってきます。

(学校教育部長)

そもそも、この観点が4つないし5つであったものが3つに変更された、そもそもの部分というのは、今回、改正された新しい学習指導要領の趣旨にあります。この学習指導要領の中で、子どもたちに身につけさせたい資質、能力、これが整理された結果、知識、技能、それから思考、判断、表現、そして主体的に学習に取り組む態度というふうに整理されてきた、それがもとになりまして、国のほうで各教科の評価に関する検討を重ねた結果、3点に整理されてきたと、そういった経緯がきつとこういったものに落ち着いてまいりました。

ですので、今まであった4観点のものが、3つになったので、教育長ご指摘のとおり、細かく見ていたものが見れないではないかというご指摘はあると思うのですが、それは4観点ないし5観点のものが3つの中にきちんと整理をされて、決して除いたわけではなくて、今後も5観点、4観点のものが3観点の中で評価されていくということには変わりはないというふうに考えております。

(荒川委員)

すみません、今ご説明をお聞きしていて、感じたことなんですけれども、決して簡素化とか、そういうことではないということだったのですが、ただ、現場の先生方がこれを見たときには、やはりどういうふうな観点で見ていくのか、各教科ごとに、悩まれる部分があるのかなというふうに思います。

今後、委員会としては、教科研究会などを通して、この観点別評価についての研修会などが行われる予定なのかどうかということ、少しお聞きしたいと思っています。よろしく願いいたします。

(教育指導課長)

委員おっしゃるように、各教科ごとにこれから評価の研修、また文科省からも評価に対するこれからの指針が出てまいりますので、研修会を通じて、基づいてまいります。よろしく願いいたします。

(新倉教育長)

私からも確認だけで、そのような形でないと、これまで細かく、それぞれそのお子さんごとの能力という部分でちゃんと判断されていたものが、今度は統括的な形の中に取り組みましてしまうと、その部分のどこを見ていくかということが違ってまいりますと、先生によって、この3観点での評価の基準がアウトといったらおかしいのですけれども、まちまちになってしまう危険性があるのかなというふうに思っていますので、それは学術に有効措置として、基準と言ったらおかしいのですけれども、どこを見るかということを示していただきたいなと思っています。

よろしく願いします。

(澤田委員)

重ねてのお願いでございます。

今のお話、非常に大事なことだと思います。やはり新しい学習指導要領の趣旨をしっかりと先生方が理解していないとできないことでもありますし、ぜひそのときには学習指導要領解説の各教科のところを熟読し、研修を含めて理解出来るよう取り組んで頂きたいと思います。

(元木委員)

観点を整理し3つにする話が出てきましたが、その3つの観点で評価する場合、評価の範囲自体に変更がないというような解釈でよろしいでしょうか。

(教育指導課長)

評価する範囲全体には変更はございません。

(新倉教育長)

多分、それは5ページ、6ページのところを見ていただくと、国語のところは「話す・聞く能力」「書く能力」「読む能力」というふうにそれぞれ観点がもう少し具体的にあった。これが右のほうにいつてしまうと、これはどこに入ってくるのかな、「表現」に入るのかな、「知識」に入るのかな、「技能」に入るのかなと、大変まとめにくくなってくるかと思っています。だからこそ、それぞれのこの観点といわれている3つの観点になったときに、具体的にこれはどこを見るのだよということが示されていないと、判断というか、先生方それぞれの評価というのは違ってしまうのではないかなという恐れを持っているということをあえて伝えさせていただいたところでございます。それでよろしいですか。

(元木委員)

勤務する大学では、こういった評価にルーブリックという評価基準を設けているのですが、今回はそういった評価基準みたいなものを策定したりとかする気はないのでしょうか。

(教育指導課長)

各教科、評価基準というのは設定いたします。それに基づいて、評価をしてまいります。

(元木委員)

わかりました。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第2号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第3 議案第3号『横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

次に、議案第3号『横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正について』ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

こちらにも朱書きによりご説明いたします。

議案第3号では、議案第1号、第2号でお諮りしたのと同様に、第3条は休業日に関する項目です。1項1号に市制施行記念日を追加いたします。号数が繰り下がることに伴い、2項にある2号を3号に、3号を4号に改正するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(新倉教育長)

私から1点だけ質問させていただきます。

小学校については、2月15日というのは別に学校行事等を外せば休業日といって学校をお休みすることができます。中学校についても全体としてはお休みにはできるのだけれども、この時期が入学試験等に当たってしまうと、それに関わる先生方はお休みすることはできない。でも他の生徒はお休みすることができる。高等学校の場合、この2月15日というのは、どういうふうな状況にあると考えるらいいですか。

(教育指導課長)

高等学校において、これから考えられることは、入試日当日に当たることも考えられますので、中学生に関わる入試業務については普通どおり行うこととなります。

(新倉教育長)

先生の立場でお伺いしたいのですが、生徒としては、これまでの入学試験日だとかは、登校を要しないというふうになっていましたから、仮に2月15日が入試日であれば、全校生徒が登校を要せずお休みであると、仮に2月15日でない授業日になったとしたときには、もう1日、休業日がふえるのだという理解でよろしいでしょうか。

(教育指導課長)

そのとおりでございます。

(新倉教育長)

もう一つは、高校の3年生の場合には、2月15日というのはもう登校を要し

ない日になっているということになるかと思って、そうすると、対象となって、市制記念日に休業日を適用されると考えられるのは、1年生、2年生であるというふうな理解をしておけばいいですか。

(教育指導課長)

おっしゃるとおりでございます。

(元木委員)

授業日数が減るというお話がありましたが、その分、授業の日数というか、時間数というのは確保されるのでしょうか。休みが増えた分を補填する予定はあるのでしょうか。

(教育指導課長)

授業日数については、シミュレーションを行いまして、足りるというふうになっております。ほかの日にこの授業日を振りかえる等はしません。

(元木委員)

わかりました。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第3号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第4 議案第4号『横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

最後に、議案第4号『横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則中改正について』をご説明いたします。

議案第4号で、お諮りしたい改正点は2点ございます。

まず、1点目についてです。4ページをお開きください。

こちらは、特別支援学校の児童指導要録の児童に関する記録の様式です。議案第2号と同様に、観点別学習状況の観点を全教科3観点到統一し、評定の位置を各教科の欄に移動したこと、外国語の教科化に伴う欄の追加になります。

また、一番下にまとめていた評定の位置を各教科の欄へそれぞれ移動いたしました。

次に、2点目です。5ページをお開きください。

こちらの第4号様式は、教科ごとの学習が難しい児童が使用する様式になります。こちらに外国語活動を追加いたします。通常級では、既に導入されていた外国語活動ですが、今回、5、6年生で外国語が教科化されたことに伴い、特別支援学校でも外国語活動に前向きに取り組んでいくための追加となります。

なお、議案第1号から第3号にありました休業日についての記述は、横須賀市立小学校及び中学校の管理運営規則に関する規則を準用する規定があるため、改正事項はありません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(新倉教育長)

私から1点確認をさせていただきます。

この件について、離れてしまうかわからないですが、今回、ろう学校での外国語教育というのが入ってきたときというのは、口唇術というか、口を真似るということではできるのですが、手話での英語というのはあるのですか。

(学校教育部長)

申し訳ありません。手話で英語をやっているというのは、私は見た経験がないので、もしそういったことがあるかどうかについては、調査し、報告させていただきたいと思います。

(新倉教育長)

すみません、私の少し勉強不足で。ろう学校で英語教育を入れてくるということに、一般の普通に考えているのと何か違いが出てくるのか、どういう教育になるのかなというのを、すみません、まだ理解ができていなかったのです。

(澤田委員)

聴覚障害教育での外国語活動、あるいは外国語の指導については、通常の学校同様、非常に、大事であります。その指導法については、いろいろな課題もありますが、ろう学校では、準ずる教育を実施しておりますので、中学部、高等部も、全て通常と同様に教科として実施しています。

ですから、それと同じように小学校で外国語活動が入ってくる、あるいは外国語が教科として入ってくるということにつきましては、通常と同様に指導していきます。指導法については、口話、手話等、今、いろいろな取り組みもな

されています。ぜひ、授業研等をしていただいで取り組んでいただければと思います。

(新倉教育長)

私からのお願いは、逆に言えば、教育指導課がその部分について、もう少し、十分な支援をできるような形で確認をとっていただきたいなということをあわせてお願いをしておきます。

(川邊委員)

疑問点なんですけれども、指導の難しいところを、逆に評価はどういう方向にしたらいいのでしょうか。

(澤田委員)

後ほどお話ししようと思っていたところですが、特別支援学校をはじめ、小学校、中学校の特別支援学級では、全員、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成していかなければいけないということになっております。

ですから、個別の指導計画、個別の教育支援計画がしっかりと立てられて、検討されて、評価がそこでなされていかなければいけないということになります。その上で、一般的な評価もしていく、そこを先生方に理解していただかないと、いい指導ができません。ここが重要ですので、先生方に周知して頂きたいと思います。

(新倉教育長)

支援計画自身がきちんとつくられているとすると、その支援計画に基づいた達成度といったものが出てきて、その達成度が十分に出ているかどうかということが、これはつくった指導者の自分の自己評価であると同時に、そこまでたどり着いているかどうかということが、ここの観点評価に戻る。そのような仕組みでいかなければいけないので、基本となる支援計画がきちんとできていなければ、評価自身が存在しないのだよという仕組みになっているということだと思うので、ここを明確にきちんとしてろう学校、養護学校に対しても支援をしていただくとともに、同様に小・中学校については、支援関係の部分についても、同様のことを進めてもらわなければいけないということが、質問というか意見として澤田委員からいただいたということをかみしめておいていただければと思います。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第4号は、「総員挙手」をもって、

原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『令和２年度中学校入学生の学校選択制における申込結果について』

（教育政策課長）

令和２年度の中学校に入学する小学校６年生を対象とした学校選択制の申し込み結果についてご報告いたします。

まず初めに、学校選択制の概要についてご説明いたします。

（１）の実施までの経過についてです。平成９年１月に文部省より通学区域制度の弾力的運用についての通知が出たこと、平成13年３月の教育に関するアンケート結果から、学校選択の自由化への期待が高まっていたこと及び教育振興基本計画に位置づけられていた特色ある学校づくりの推進のため、平成11年から、14年度にかけて、学校選択自由化について検討を行い、平成15年度に中央ブロックにおいて、平成16年度に中央ブロックと衣笠ブロックにおいて、試行を行い、平成17年度に市内全教区において実施をし、現在に至っております。

（２）の制度の概要についてです。アの目的は、①の児童・保護者の関わり強め、学校や教育への関心を高めること。②教職員の意識改革、③学校の活性化です。次に、イの対象者は小学校の６年生です。ウの選択可能範囲は、同じブロック内の中学校及び指定校に隣接する中学校となっております。エの受け入れ枠は、最大40人で、受け入れ枠を超えた場合は、抽選となります。

（３）の学校選択制の見直しの経緯についてでございます。平成27年から28年度にかけて、学校選択制検証会議を７回開催し、検証会議報告書を作成いたしました。平成28年から29年度にかけて、関係課会議を５回開催しております。

（４）の中止の理由についてです。学校選択制は、児童・保護者の学校や教育への興味、関心及び意欲を高めることや、教職員の意識改革、学校活性化などに一定の成果がありましたが、学校規模の偏り、小中一貫教育ブロックとの整合性や、通学区域の広範囲化などの課題もあったことから、平成30年１月教育委員会定例会において、令和３年度、2021年度中学校入学生から学校選択制を中止することを決定しました。したがって、現在の小学６年生が最後の募集となっております。

２ページをお開きください。

令和２年度の中学校入学生の学校選択制の申し込み結果についてご報告しま

す。

令和2年度は対象者3,259人のうち、339人、約10.4%の児童が他学区の中学校を選択しました。各学校別の申し込み結果はご覧の表のとおりとなっております。

今回、受入枠を超えた学校はありませんでしたので、希望者全員を受け入れることといたしました。したがって抽選は行いませんでした。

3ページをご覧ください。

こちらは、平成29年度入学生から、令和2年度入学生までの申し込み結果の推移を載せています。

以上で、令和2年度入学生学校選択制の申し込み結果についての報告を終わります。

(澤田委員)

339人の希望者の理由についてわかりましたら教えて下さい。

(教育政策課長)

理由につきましては、最も多かったのが友人関係で希望された方が多かったです。その次に多かったのが部活動を理由として変更したい。あとは通学距離の関係、また学校の特色や雰囲気などで希望されている方が多かったと思います。

(荒川委員)

令和3年度中学校入学生から学校選択制を中止するというので、その該当する学年の児童や保護者には、このことについてはもうお知らせはされているのでしょうか。

(教育政策課長)

既に教育委員会定例会がこの中止を決定した以降に、令和3年度入学生から中止になりますというのを毎年4月に通知でご案内を各保護者の方に差し上げております。また、令和3年度、実際、対象となるお子さんについても通知を差し上げております。

(荒川委員)

そのお知らせをした後に、何か保護者の方、それから児童の方からご意見やご質問などの声は届いているのでしょうか。ありましたらお聞きしたいと思います。

(教育政策課長)

教育政策課のほうに、電話等でお問い合わせをいただいた件数は、10件はありませんでしたが、数件ございました。ただ、問い合わせをいただいた内容の中のほとんどが、別の指定変更の基準で行かれるというような内容で、例えばもう既にお兄さんがA中学校に行っていたので、下のお子さんも同じ学校に行かせたいのですけれども、行かせられますかとか、そういう問い合わせでした、そういう場合は、支援教育課で指定変更の申し立て書の基準の中に、兄弟関係配慮というような、そういう基準がございます。重なって中学校に行かれる場合は、行かれますよとか、そういう問い合わせがかなり多かったので、ご説明をさせていただいております。

(川邊委員)

学校選択制を利用した方によりますと、先ほどうたっていましたけれども、対人関係とか、そういうことでという方もいたようですけれども、今後、選択制を中止するとなると、何かそういう道がなくなってしまうと思うのですけれども、そういう子どもたちに対して何か対処法というのはあるのでしょうか。

(教育政策課長)

先ほども申し上げさせていただきました、指定変更の承認基準で、例えば不登校になった場合とか、いじめがあった場合とか、そういう基準があります。ですので、全てを、例えば友人関係で、必ず同じ、例えば仲のよい友達同士で行きたいのだという、そういうような変更はできないのですが、それ以外の、申し上げた二つの要因で、中学校に行くのは、ここと同じだと、やはり同じ二人で行くのは保護者としては望まないというようなところで該当した場合には、その基準で対応することは一部可能になります。

(新倉教育長)

少し今の説明だけではわかりにくかったところがあるので、どういうことなのか確認をしたいのですが、例えば基本的に、一つの小学校、一つの中学校が完全に同じ中学校のブロックであったとすれば、これは仲のいいお友達が行くという中学校は同じだから、指定変更は生じないわけですよ。

ところが、一つの小学校区が二つの中学校のブロックの中に入っているので、A中学校に行くべき住所の子とB中学校に行かなければいけない住所の子が同じ小学校にいて、仲がよいのだけれども、二人がA中学校に行くので、自分はBではなく、Aに行きたいということを言っているという理屈でいいのですか、

今のところ。

(教育政策課長)

今、教育長がおっしゃられましたのは、要するにA中学校に二つの小学校から行かれるような場合という理解でよろしいですか。

(新倉教育長)

逆です。一つの小学校が二つの中学校に行ってしまうので、だったら仲のいい友達がAという中学校に行き、自分はBに行かなくてはいけないのだけれども、友達がAに行きたいと言っているからAに変更してほしいということを行っているということですか。

(教育政策課長)

その場合は、基本的には、指定された中学校に行くしかないと考えています。

(新倉教育長)

今、ご説明したのは、仲のいい友達が行くから、そういう指定変更があったのだというお話をしていたので、それは具体的にどういう状況なのかなということの確認をしています。だめだとすれば、そんな指定変更はなかったということをお否定することになってしまいますが。

(教育政策課長)

今までの学校選択制では、今おっしゃっていただいたような選択が可能でした。

(新倉教育長)

今、川邊委員は、今回の場合はどうだったのかという質問をしていますので、次の話ではなく、今回の場合について回答をお願いします。

(教育政策課長)

おっしゃるとおり、そのように指定変更が学校選択制ではできました。

(学校教育部長)

今の件は、今回、友人関係で指定変更をした理由として、川邊委員が心配されているのは、友人関係のトラブル、そのところでトラブルがあって指定変更をしているというような場合のことをおっしゃっているのかなというふうに

思っています。

トラブルによる指定変更と、そうではなくて本当に仲のいい子と同じ学校に行くための指定変更との区別があったかについて、担当課から回答します。

(教育政策課長)

特に今までの学校選択制では、その区別はありませんでした。

(学校教育部長)

川邊委員のご質問で、今後、トラブル、そういったことに関与して、どうしても指定変更をしたいということについては、別の指定変更の要件を持っていますので、小学校のうちに、いじめなどの問題があつて、どうしてもあの子と違うところに行きたいということについては、今後も対応していけたらということでございます。

報告事項(2)『令和元年度横須賀市児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査報告』

(保健体育課長)

『令和元年度横須賀市児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査報告』につきまして、説明させていただきます。

本日、お配りいたしました説明資料をご覧ください。

初めに、1ページをご覧ください。

この調査は、本市、児童・生徒の実態を把握し、健康、体力向上推進に関する施策や、各学校の取り組みの工夫改善に役立てるため、平成27年度から、本市独自調査として、小学校3年生から、中学校3年生までを対象とした自治体調査として実施をしております。

次に、結果の概要についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

これは、実技調査である身体度検査の結果を全国平均値、神奈川県平均値と比較した資料になります。なお、全国規模で自治体調査が行われているのは、小学校5年生と、中学校2年生のみですので、ここではこの2学年のみの状況を示しています。また、本市の平均値が全国平均値を上回ったところは網かけをし、数値に下線を引いております。小学校5年生においては、握力と上体起こしは全国平均値を上回ったものの、全国的な傾向と同様に、体力合計点は劣る結果となりました。中学校2年生においては、多くの種目で全国平均値を上

回り、体力合計点においても全国平均値を上回る結果となりました。

これら実技調査の結果は、調査開始以降、種目や学年の別によって、やや状況は異なりますが、上昇が見られ、本年度の結果を総合すると、小学校5年生においてはやや劣っていたものの、中学校2年生においては、市独自調査を開始してから5年目を迎え、これまでの取り組みが浸透してきた結果と考えられます。

次に、3ページをご覧ください。

これは体力合計点を年齢別の基準表に照らし、AからEまでの5段階で判定される総合評価の状況について、調査開始から、経年変化を示した資料です。2ページの資料同様にここでは、2学年のみの状況を示しましたが、中学校2年生においては、上位層であるA、Bの割合がふえ、下位層であるB、Eの割合が減少しており、改善されつつある様子がわかります。

次に、4ページ、5ページをご覧ください。

これは配付いたしました報告書の表紙裏のトピックになります。

報告書がこれまで蓄積されたデータや経年変化などから、本市、児童・生徒の傾向について、スポーツ庁が実施している全国調査の報告書を参考にまとめました。

ここでは、このトピックをご覧くださいながら、説明させていただきます。

初めに、4ページをご覧ください。

先ほど、小学校5年生と中学校2年生では、傾向が異なる状況であると申し上げましたが、あらゆる合計点の結果については、A、Bの割合とともに、D、Eの割合が影響していることがわかります。

本来の目的であります子どもの健やかな体を育成するために、D、Eの割合を減らすことが重要であると考えております。

要因については、さまざまことが考えられますが、各学校にはそのための組織的、計画的な取り組みや、体育保健体育科の授業改善についてお願いをしているところです。

なお、体力合計点と総合教科の状況の詳細は、報告書23ページから、27ページをご参照ください。

次に、5ページの上段の朝食の摂取状況と睡眠時間との関連をご覧ください。

横須賀市教育振興基本計画の第3次実施計画において、朝食を食べない、1日の睡眠時間が6時間未満の児童・生徒の割合をゼロ%にすることを目標としておりますが、調査結果から、目立った変化は見られません。資料に示したとおり、朝食摂取の有無と、体力との関係は明らかであり、さらに成長期である子どもたちのエネルギー不足も心配される状況です。また、1日の睡眠時間が6時間未満の児童・生徒は体力合計点が低い傾向があるとわかっており、特に

小学校においては、6時間未満の児童の体力合計点は平均値よりも低い結果があらわれています。これまでの調査結果を受けて、体力に関わる授業改善などの取り組みが進められてきましたが、生活習慣の改善については、取り組みが進まない状況にあります。昨年度から、児童・生徒健康体力づくり推進委員会の食育部会の取り組みを開始するなど、今後、学校が主体となって、家庭と連携をし、生活習慣の改善を一層推進するために、啓発資料の作成や、具体的な活用方法の周知に取り組んでまいります。

なお、朝食の摂取状況と睡眠時間との関係の詳細は、報告書47ページから、48ページをご覧ください。

最後に、5ページ、下段のテレビとゲームの視聴時間、携帯電話やスマートフォンの使用時間との関連をご覧ください。

テレビゲームやゲーム機等の視聴時間が3時間以上の児童・生徒と、携帯電話やスマートフォンの使用時間が2時間以上の児童・生徒の体力合計点は平均値より低い傾向があることがわかりました。また、携帯電話やスマートフォンの所持率は、学年が上がるにつれて高くなり、使用時間も長くなっている状況があります。今後、携帯電話やスマートフォンの使用時間と運動時間や生活習慣との関連を検証してまいります。

なお、テレビとゲームの視聴時間、携帯電話やスマートフォンの使用時間との関連の詳細は、報告書49ページ、50ページをご覧ください。

保健体育課からは以上でございます。

(新倉教育長)

私から1点。2ページの資料なんですけれども、5の調査結果のうちの男子小学校5年生ですが、50メートル走のところの数字なんです、本市が9.40というのは、これは数字が低いほうが優秀なんですよね。だとすると、国と県よりも数字が低いので、本来網かけにならなければいけないでしょうか。

(保健体育課長)

申し訳ございませんけれども、もとを確認して、またご報告させていただきます。

(元木委員)

先ほどの生活習慣の啓発についてですが、これは個別にその家庭に対しての指導を行っているのか、もしくは資料等で一斉に行っているだけなのか、どちらでしょうか。

(保健体育課長)

生活習慣に関しては、当然、個々各家庭に対しての指導もご致しますし、学校教育の中でも、食育の中で、しっかりと生活習慣を改善していきましょと、また保健体育課の保健教育の中でも生活習慣の改善等の計画の授業がご致しますので、その中で指導、徹底をしまります。

(澤田委員)

関連してお願いでござります。

この結果と、質問紙調査のクロス分析での結果で、朝食の摂取状況と睡眠時間との関連がありました。ご説明でもありましたが、家庭の協力が非常に大事だと思ります。ぜひ、学校の先生方だけではなくて、家庭にもこの結果が周知されるようにしていただければと思ります。よろしくお願ひいたします。

(保健体育課長)

委員ご指摘のとおり、やはり家庭の協力なくしてこの改善はできませんので、今後、この結果をもとにしっかりと学校もまた家庭と連携をしながら、子どもの生活習慣改善に努めてまりたいと思っております。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

6 閉会及び散会の時刻

令和2年1月16日(木) 午後0時00分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡